第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

			態	 様		平 成	30 年	平 成	29 年	前 年	三比
				13%		件数	人員	件 数	人員	件数	人 員
総					数	2,367	2,304	2,396	2,326	△29	△22
2	ダ	フャイ	亍 為	(第2	条)	11	13	17	17	$\triangle 6$	$\triangle 4$
÷	ショ	バヤ	行 為	(第3	条)	_	_	_	-	-	_
ļ	景 占	品 買 彳	亍 為	(第4	条)	_	_	-	-	_	_
			い行為	(第1	項)	1,815	1, 754	1, 771	1,704	44	50
	组 暴 行 〔第 5 :		うち)	盗	撮	(774)	(740)	(676)	(648)	(98)	(92)
			の他	(第2・3	・4項)	_	_	-	-	-	_
J	つき	まとい行	- 為 等	(第5条	Ø 2)	11	10	6	3	5	7
1	甲	売 行	為	(第6	条)	_	_	_	-	_	_
7	不 当	な客引行	為等	(第7	条)	530	527	602	602	$\triangle 72$	$\triangle 75$
			うち) き	勧誘(スカ	ウト)	(110)	(111)	(94)	(94)	(16)	(17)
1	ピンク	ビラ配布	行為等	(第7条	Ø 2)	_	-	_	-	_	-
2	そ		\mathcal{O}		他	_	_	-	-	_	_

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘 (スカウト) は、不当な客引行為等の内数である。

数值:生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

							(単位 件)
		区	分		平成 30年	平成 29 年	前 年 比
スト	ー カ	一行為	等 に	係 る 相 談	1, 784	2, 426	△642
警	告 書	の	交	付(第4条)	488	491	$\triangle 3$
禁	止	命	令	等(第5条)	72	28	44
援	助	の	実	施(第7条)	1, 388	1,006	382
検「ス	F —	カー	行 為	罪(第18条)	95	133	△38
挙【禁	止 命	令	等 違	反(第19・20条)	13	2	11

注 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数值:生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

								(単位	件)
		区	2	分	平成 30	年 平成 29	年 前	有	比
配偶	者か	ら	の暴力	に係る相談	9, 042	8, 421			621
接 近	禁 止	•	退去命	令(第10条)	6	(6) 9	(8)		$\triangle 3$
接	近		禁	止 (第10条1項1号)	37	(31) 38	(36)		$\triangle 1$
退	去		命	令 (第10条1項2号)	_	1			$\triangle 1$
援	助	\mathcal{O}	実	施(第8条の2)	3, 759	2, 791			968
検 挙 {保	護	命	令 違	反(第29条)	1	-			1

注1 DV防止法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数值:生活安全総務課